平成２９年（フ）第１１９号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3619番地
債務者　徳岡　治三
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
茨城県稲敷市江戸崎甲2725番地２
債務者　**廣**澤　洋一
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
茨城県稲敷市江戸崎甲2725番地２
債務者　**廣**澤　絹枝
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2787番地の23　メゾン百合ケ丘101
債務者　山本　佳世
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
茨城県稲敷郡河内町源清田1679番地１　フジパレス101号室
債務者　後**藤**　正志
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
愛知県岡崎市岡町字東神馬崎北側７番地１　社員寮　N
債務者　杉田　勝利
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
奈良県北葛城郡王寺町久度４丁目４番21号
債務者　塩路　　修
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
福岡県久留米市城島町下田603番地　丸島住宅102
債務者　中園　治美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３７号
佐賀市高木瀬西５丁目３番27号
債務者　香月　信行
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
（住民票上の住所）鹿児島県姶良市加治木町木田1171番地21
債務者　阿部　　禎
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６号
宮崎県延岡市土々呂町４丁目4138番地４
債務者　安藤　**廣**子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３９号
兵庫県南あわじ市八木寺内1013番地１　山田アパート３号、前住所兵庫県南あわじ市福良甲513番地３　イーストヒルズ204号
債務者　林　　慎二
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３号
和歌山県岩出市曽屋397番地の８
債務者　清和産業こと　有村　清次
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５５号
和歌山市中之島2247番地　ダイアパレス向之芝公園1106
債務者　伊東　靖子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１００号
山口県宇部市大字東岐波4327―26、住民票上の住所山口県宇部市野中１丁目12番16―３号
債務者　森髙　八枝
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２３６号
佐賀市金立町大字千布1131番地１、前住所佐賀市大和町大字東山田4436番地
債務者　野中恵美子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
佐賀市神野東２丁目７番２―502号　愛ライフ、前住所佐賀県鳥栖市村田町323番地23　エレガンス村田Ａ―６
債務者　新谷　五男
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係